

郵政民営化に関する特別委員会
質問資料

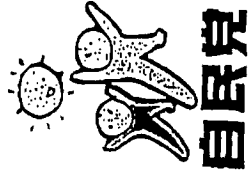
平成17年6月21日
民主党 五十嵐 文彦

平蔵の時代



鬼の平蔵 / 仏の平蔵

- 2001年 小泉構造改革の原点である「骨太の方針第1弾」を策定、その後即座に実施に向けた「改革工程表」も策定。
- 2002年 経済と財政を一体で補らえるべく、中期ビジョンとして「改革と展望」を決定。
金融担当大臣を兼務し、抵抗勢力の凄まじい反発をはねのけ、現在の金融行政の指針となる「金融再生プログラム」を策定。
- 2003年 公的資金の注入などにより、徹底的な金融再生を実践。その結果、株価も反発し、景気回復に向けた動きが鮮明化。
- 2004年 金融検査マニュアルの改訂や金融機能強化法の制定など、景気回復を地域と中小企業に反映させるための政策を実践。

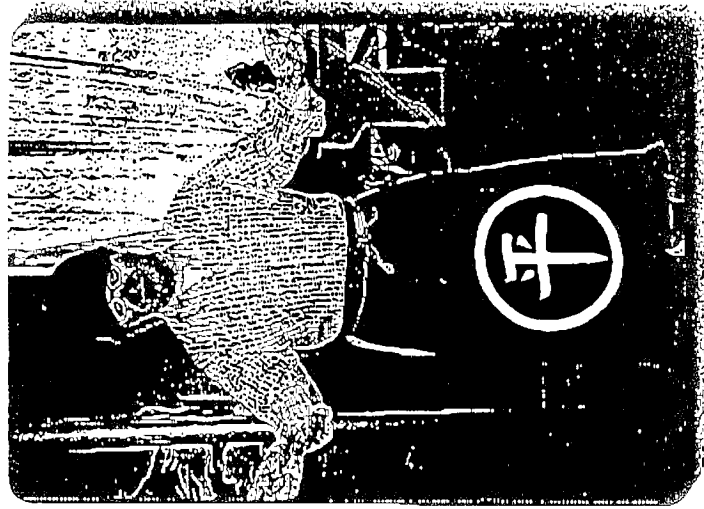
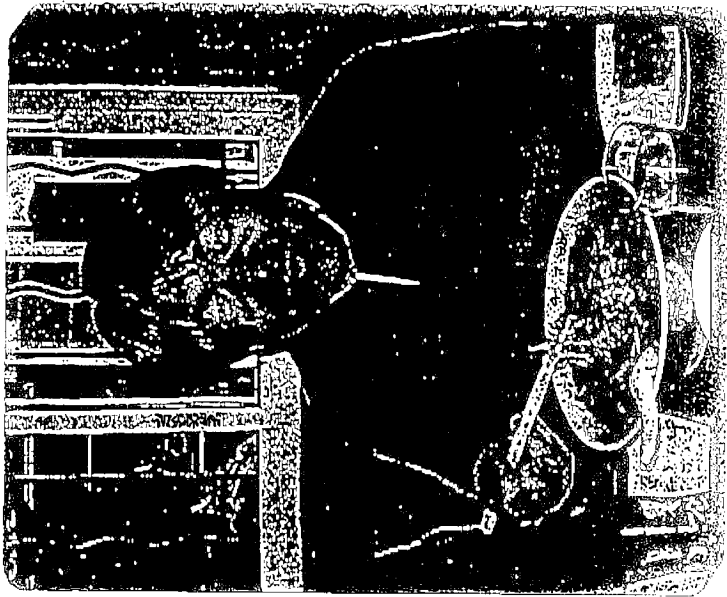


自民党公認

参議院
比例代表

「ただかかれでも、ただかかれでも、改革。」



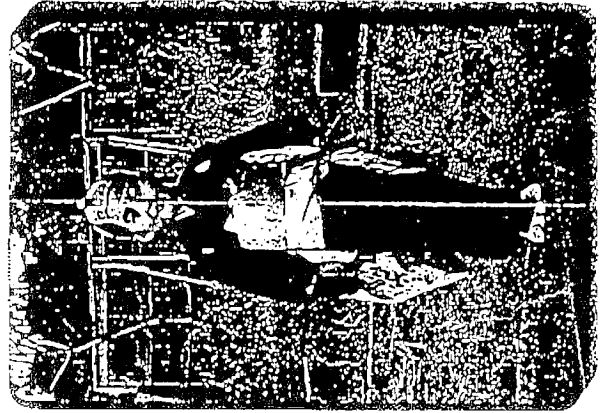


鬼の平蔵／仏の平蔵

- ・趣味：野球、音楽
- ・好きな球団：阪神タイガース
- ・好きな歌手：谷村新司
- ・宝物：谷村新司からもらったCD全集
- ・好きな食べ物：ラーメン、あんぱん
- ・好きな飲み物：コーヒー牛乳
- ・座右の銘：温かい心と冷静な判断

<http://takenakaheizo.cocolog-nifty.com/>
Eメール pbi04692@nifty.com

(4)



郵政民営化・合意形成コミュニケーション戦略(案)

2004年12月15日

有限会社スリード

株式会社オフィスサンサーラ

ターゲット戦略

～ 現状認識 ～

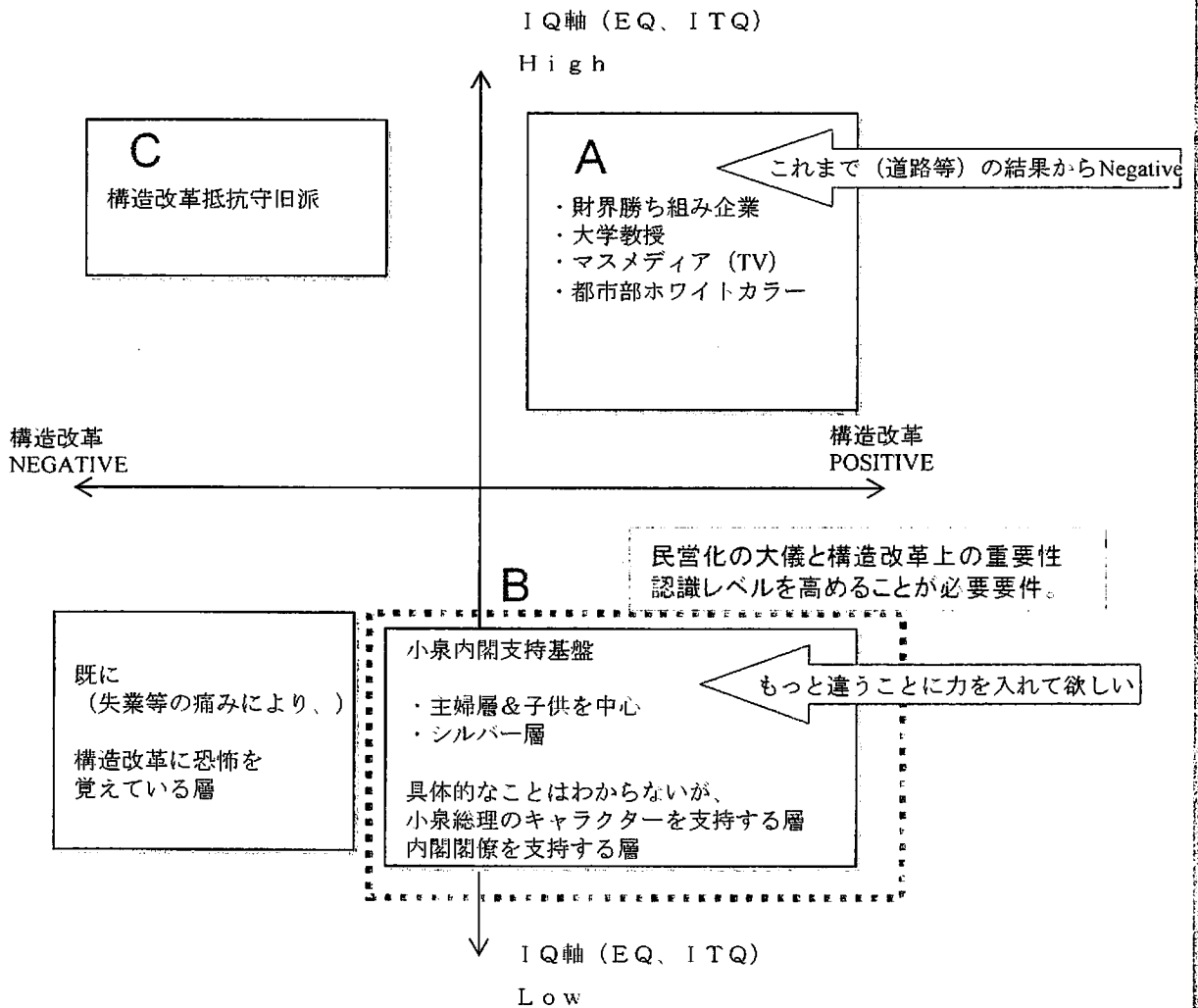
- 郵政民営化に関する必要性認識は確立しつつある。但し、プライオリティ認識は低い。
- また、その民営化に対する温度は、その社会的立場、ターゲット・クラスターにより様々である。
- 民営化を含む、構造改革に対する意識／経済に関するリテラシーでターゲットをポジショニングすると、下図のようになる。

A層:

エコノミストをはじめとして、基本的に民営化の必要性は感じているが、これまで、特に道路公団民営化の結末からの類推上、結果について悲観的な観測を持っており、それが、現状の批判的立場を形成している。

B層:

最も重要な点は、郵政の現状サービスへの満足度が極めて高いこと
道路問題等とはその数字は比較にならず、より深いレベルでの合意形成が不可欠。



B層にフォーカスした、徹底したラーニングプロモーションが必要と考える。

mitsugu yabe (2004/12/28 7:07):

■■■■■■■■■■殿

>(CC:■■■■■■■■■■殿)

>

>昨夜、岸秘書官と電話にてお話することができました。大臣の意向として
>確認できた点は以下の通りです。

>

>1)コンテンツを竹中大臣と対談者との対談で形成する → OK

>2)対談者候補・交渉の優先順位は下記の通りとなりました。

> ① テリー伊藤氏

> ② 村上 龍 氏

> ③ 佐藤 雅彦氏

>

> ※今回のターゲット層認知と強度から上記プライオリティ指示受けています。

> ※年末年始、いずれもプライベートで多忙な方々につき、対談はリアルな

> それ、では無く、Webミーティング等を駆使したネット上で行う点も了承

> 済みです。

>3)スケジュール ……1月30日～2月6日の間での配布で了承済み

>

> ※大部数の印刷となる点で、用紙その他原材料手配が非常にタイトである

> こと、ご理解いただきました。上記期間での配布であれば、問題無し、と

> 判断いただいております。

>

> 対談タイミング:現時点で12月31日～1月8日で調整中

>

>4)コンテンツに関して

>

> (なるほど郵政改革)民営化ってそういうことだったんだ会議(仮)

> を表題としつつ、対談者双方の中心に、

>

- > 目指すは、〇〇〇社会。
- >
- > のようなキャッチーなコピーで構成、構造改革における中心的な 이슈と
- >して郵政民営化を位置づけるとともに、そのプライオリティの高さを認識させつ
- >つ、一方でこの民営化が、日本の構造変化(少子高齢化/先進国での初めて人口
- >減少社会を迎える等)の中で、郵政サービスの高度化/先端化/公平性等をもた
- >らすものであること、等マイナスよりポジティブなスタンスで形成する、という
- >点もお話しました(ほぼ合意いただいております)。
- >これらを高度なインフォメーショングラフィックスを中心として形成する。
- >
- >このインフォメーション・グラフィックスを多用する方針は強く賛同され、大臣
- >が今後メディアやキャラバン等で使用するフリップも、できればこれを流用した
- >い、との意向をいただき、さらには、可能であれば、新聞広告などでのキービジュ
- >アルとしての流用も射程に入れたい、とのお話をいただきました。これに関して
- >は、いずれ事務局サイドの意向も含め、羽村様と調整する旨お話しておきました。
- >
- >5)ブックレットに関して
- >
- > 大臣の真意をお尋ねしたところ、これについては、紙芝居のそれ、を前提とし
- >たものではなく、現状の民営化パンフレットを見直したい、というお話でした。
- >
- > 私の方からは、かつて東北電力で提案させて頂いた、新書版のブックレット形
- >状の絵本作成のお話をさせていただきました。通常のA4判のパンフレットでは、
- >即座に捨てられる確度が高く、寓話/童話を創作し、それを絵本として提示する
- >ことで、持続的なラーニングに役立つ事例を紹介いたしました。
- >
- > タイミングとしては元々4月実施(?)を想定されていたようで、それを前提
- >に大臣に打診、もう一度その用途と目的を確認してみたい、とのお話でした。
- >(これに関しては今回の一連作業に含むかどうか?は、羽村様からもご確認を
- >お願いします。)
- >
- >以上、現時点で作業を前に進めるために最小限の事は確認できました。
- >
- >
- >
- >次に、現場サイドの進捗について、下記報告申し上げます。
- >
- >1)コスト
- >
- > 大日本印刷(Asahi Firstの印刷会社)は、官公庁業務は12年前の社会保
- >険庁談合事件以来、すべてお断りしている、という事で、今回の作業はできない
- >事、正式に表明されました。昨日午後より、凸版印刷と調整を開始しました。
- >
- >現時点での想定コスト(大日本と調整してきたそれ、を基準ですが)
- >
- >1)印刷 … @3.00 15,000,000部 45,000,000円(税別)
- >2)配布 … @5.89 15,000,000部 88,350,000円(税別)
- >3)制作 … 15,000,000円(税別)
- > (出演料・配布オペレーション管理含・概算)
- >合計 148,350,000円(税別)
- >
- >となります。また、インフォメーショングラフィックス(以下IG)の流用費用
- >(広告起用の場合)及び、Webサイトコンテンツ制作費用は別途となります。
- >

■■■■ (2004/12/24 23:41):

>

>■■■■

>(参考:■■■■各位)

>

>1 本日、■■■■と井上秘書官で昼に打ち合わせた結果、井上氏から竹中大臣に次のように伝えてもらうこととなりました。

> 大臣は、本の緊急出版をするべく、懇意の編集者に口述筆記させるようなことを、22日のレクで口走って

>おり、その「編集料」を、広報予算で面倒をみてもらいたい、とのことであった。が、

>これについては、会計課とも相談したが、「全く」無理。結局、「買い上げ」しかありえない。よって、出版社からその編集者に結果として払ってもらうしかありえない。

> なお、その場合、税金を投入するのだから、大臣のポケットに原稿料がはいるのは、避けるべきことも

>伝え、あわせて大臣に伝えてもらうこととなった。

> 井上秘書官の感触では、既に懇意の編集者にあたりはじめている感じとのことでした。

>

>2 本日、テレビキャラバン関係で、電通をいれての井上秘書官との調整結果

>① 山梨放送の収録については、当日、箱根プリンスホテルから車で甲府入りとする。

>(井上秘書官は、当日東京から合流)

>9:10箱根発

>11:10山梨放送着

>11:30から12:30収録

>13:14のスーパーあずさで新宿へ。車内で昼食・弁当

>おわってからのぶらさがりは、かりに山梨放送が最終回と確定してもあくまでぶらさがり。

>おわりと確定した場合、その総括は、別途、東京での記者会見等でふれることとなろう。

>

>② 沖縄での収録をするかどうか、相談

>秘書官が大臣と相談し、1月23日日帰りでも収録したいとの返答だったら、それで果たしてできるか

>電通が沖縄側と調整してみる。調整がだめだったらしょうがない。

>それよりあとの日程というのは、たぶんありえず、そしたら沖縄への打診はなかったことにしよう。

>

>3 広報戦略の「新聞」については、「中央5紙」でいくのか、地方新聞もいれて組み合わせをかえるのか、

>電通と相談するのならして、早急にきめないと紙面どりが不可能になります。

>なお、新聞にしる雑誌にしる、制作の期間を、あまりにもあまくみているように感じているのですが、

>ふだんの常識からいうと、極端な話になっており、まちがえると、新聞に逆に穴をあけかねないほどせっぱつまった極端な話であることを、準備室の皆さんは十分再認識してください。

>

>4 折込ちらしの件も、政府広報室としては、あえてニッポンナウがあるのに、全くあたらしいこの馬の

>骨だかわからんとところと契約することにきめる場合は、それ相応の責任をとっていただく必要があるし

>会計課に対してもつような説明ぶりは

>当然準備室できちんと準備していただくことになります。

>また、S社だと時間がかかりそうだからって急にあとから「ニッポンナウ」を大至急なんつとかしろ、なぞとまかり

>まちがってもいうことはないようにしてください。

>

>5 電通とS社の間での、コンセプトの調整は、必要ならば、準備室の責任できちんときってください。

>

>6 インターネットは、あいかわらずわからないのですが、何をしたいのでしょうか。

>郵政民営化のホームページを立派にするはなしについては、こちらで、会計課ともはなしましたが、「内閣府」政府広報室で面倒をみることは、「全く」不可能です。

>会計課はきちんと話をきく考えはある、とまでいってくれてますから、ここはきちんと筋をおして、内閣官房の

>中で調整をしてください。

>で、その上で、バナー広告をしたいというなら、具体案をもって再度ご相談ください。

>バナー広告とホームページをごっちゃにしないで進めてください。

>

>12月24日 23:30

>政府広報室 ■■■より

>

(問) 郵政民営化に関する折込チラシの制作配布の契約は、どうして入札しないのか。

(答)

1 郵政民営化に関する広報については、各種媒体を有機的に活用しメディアミックスの手法を用いて積極的な展開を図っているところである。

しかしながら、これまでも郵政民営化TVキャラバンの実施など様々な工夫をこらしつつ広報を展開してきたところではあるが、未だ国民一人一人が郵政民営化の議論を身近に感じ、全国的な理解と問題意識が十分深まったと言える状況には至っておらず、政府の説明不足が与党、マスコミからもくり返し指摘されているところである。

そのため、通常国会での議論が本格化する前の2月はじめを目途に更に強力な広報を展開していくこととして、スリード社から提案のあった企画案を採用とすることとしたものである。

2 この企画案を2月はじめ目途に実施しようとした場合、物理的に用紙の手配等が間に合わないため、制作、配布を一括して緊急随意契約を行うこととしたものである。

(問) 緊急入札も不可能だったのか。

(答) 今回の契約はスリード社から提案のあった企画案を採用するものであり、価格競争によるものではないことから、元々入札にはなじまない契約であると考えている。

なお、12月下旬に具体的な提案のあった企画案について、原稿制作、印刷、折込配布と分割発注して入札の要素を少しでも取り入れることも検討はしたが、2月はじめには広報を展開することが強く求められるため、印刷日程の制約から、1月6日には印刷用紙の手配をする必要があり、年末年始の休日もあったため12月28日に契約したところであり、緊急入札(予算決算および会計令第74条ただし書き)することすら不可能であったところである。

(参考)

◎予算決算及び会計令第74条

(入札の公告)

契約担当官等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも十日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を五日までに短縮することができる。

(問) 郵政民営化に関する広報のうち、スリード社を契約相手とし折込チラシという手法をなぜ行うこととしたのか。スリード社は政府との契約の実績も少なく、3億円もの契約を行うことは問題なのではないか。

(答) 郵政民営化は現内閣の最重要課題であり、それに関する広報については、特に「郵政民営化広報タスクフォース」を設置し、政府が一体となって積極的な広報に取り組んでいるところである。さらに、その活動に当たっては特に民間部門の知見を活かすことが求められており、これまでも関係方面から意見聴取などを進めてきたところである。

今般、スリード社から提案のあった企画案は、従来行っている政府広報室の広報媒体と違い、今までにない民間の斬新なアイデアとして高度な「インフォメーショングラフィックス」を中心として構成する折込チラシという特殊媒体による広報であり、その構成内容も新聞告知以上の密度、浸透度が期待できるものである。

こうしたことから、郵政民営化準備室及び政府広報室においてこの提案が非常に優れたものと判断し、実施することとしたところである。

(参考)

◎インフォメーション・グラフィックス

米国のジャーナリズムで広く普及している手法。単純なチャートを説明画像として利用せず、閲読対象者がより理解しやすい他事象やメタファー(暗喩)的画像を利用し、そのチャートで伝達すべき本質的事柄への納得性を高める手法。ビジュアル的に派手となる傾向が強く、読者の閲読率を高める効果もあるとされる。

(問) 他の代理店からの提案はなかったのか。

(答) 郵政民営化に関する広報については、「郵政民営化広報タスクフォース」を設置し、政府が一体となって積極的な広報に取り組んでおり、民間の有識者等の意見聴取などを重ね検討をしてきたところである。

今般、スリード社から提案のあった企画案は、従来行っている政府広報室の広報媒体と違い、今までにない民間の斬新なアイデアとして高度な「インフォメーショングラフィックス」を中心として構成する折込チラシという特殊媒体による広報であり、その構成内容も新聞告知以上の密度、浸透度が期待できるものである。またこの種の提案は検討を重ねる過程の上で他にはなかったため、スリード社から提案のあった企画案を採用することとしたところである。

なお、折込チラシ以外の媒体を活用した広報については、スリード社とは別の広告代理店と契約しているところである。

問題点

<p>予定どおり配布 (無理のない会計処理が可能)</p>	<p>○与党との間で問題が生じる。</p>
<p>延期【修文なし】 (与党との間で問題が生じる ことを回避できる)</p>	<p>○現在印刷中なので、延期をしても印刷を途中でやめることはできず、全て印刷を了してから倉庫に保管せざるを得ない。 ○想定外の経費（倉庫保管料等）が生じる。（保管期間はギリギリ年度内？） ○倉庫保管料の捻出のためには、業者との契約変更が必要となるが、契約変更の理由を十分に詰めることが必要（事務的には困難）。 ○折込みの実施については、推進本部で説明（資料は公表）しており、新聞でも報道されている。情報開示請求があった場合には、延期の理由を説明することが必要。 ○財務基盤の弱い業者が混乱。（延期期間を明確に示すことが必要） ○発行時期が遅れば遅くなるほど、チラシの存在が世間に知られるようになり、修文等の要求が高まるおそれ。</p>
<p>延期【修文あり、配布なし】 (与党との間で問題が生じる ことを回避できる)</p>	<p>○現在印刷中なので、延期をしても印刷を途中でやめることはできず、全て印刷を了してから倉庫に保管せざるを得ない。 ○一度印刷したものを破棄することとなり、新たに印刷をすることになるので経理的に不可能。</p>

総論

- ・修文は不可能。
- ・延期するにしても、明確な時期を示す必要あり。

郵政民営化広報プラン

◆新聞

中央5紙	15段	¥100,107,000
	計:	¥100,107,000

◆雑誌

サラリーマン向け 17誌	4C1P	¥23,435,000
主婦層向け 16誌	4C1P	¥27,810,000
	計:	¥51,245,000

◆インターネット

ブロードリーチ系(大型露出)		¥26,000,000
ターゲティング系(主婦層向け)		¥3,500,000
バナー/メール制作費		¥1,500,000
	計:	¥31,000,000

◆ラジオ

ニッポン放送(全国)	スポット	¥30,000,000
TBSラジオ(全国)	スポット、(パブリシティ)	¥15,000,000
TFM系列企画一式		¥15,000,000
	計:	¥60,000,000

◆概算制作費(全体作業管理費含む)

計: ¥20,000,000

◆消費税(5%)

¥13,117,600

プラン合計: ¥275,469,600

平成16年12月24日

内閣府大臣官房 政府広報室 御中

内閣官房 郵政民営化準備室

(有)スリードの企画案を活用した郵政民営化に関する国民の理解促進について

郵政民営化に関する広報については、「広報戦略」を定めた上で、各種広報媒体を効果的に活用して実施しているところですが、今般、(有)スリードから、特に地方の主婦やシルバー層に向けて、「構造改革の必要性」のほか、「心配する必要性はありません」、「便利になります」という生活者にとって身近なメッセージを強調した内容の特殊媒体(折込チラシ)の提案がありました。

当該企画は、郵政民営化についての国民の理解を促す上で極めて重要と考えられる地方の主婦やシルバー層を対象とした広告を生活密着メディアとして定着している折込チラシを活用して行なおうというものです。また、これまでにない高度な「インフォメーション・グラフィクス」手法を中心に構成される予定のため、訴求対象への浸透度は、新聞告知以上の効果が期待でき、優れた広報企画案と思われます。

つきましては当室としては、郵政民営化の「広報戦略」の一環として当該企画を是非とも採用したいと考えておりますので、よろしくお取り計らいお願いいたします。

折込チラシによる郵政民営化広報の経過について

1. 企画について

- ・昨年10月15日、「郵政民営化の基本方針」（9月10日閣議決定）を受けて、国民への説明責任を果たすための効果的な広報を検討するために、政府部内に「郵政民営化広報タスクフォース」が発足した。
- ・10～11月、タスクフォースのメンバーが手分けをして民間有識者のアドバイスを求めた。その有識者の中に、有限会社スリードの代表取締役である谷韻氏もいた。
- ・12月15日、谷韻氏から折込チラシに関する企画案が、内閣官房内閣広報室の齋藤参事官に提出された。齋藤参事官から他のタスクフォースのメンバーにも当該企画案が配布された。
- ・12月17日、タスクフォースのメンバーで谷韻氏にヒアリングをした。
- ・12月22日、谷韻氏より、費用は約1億5千万円との話が、内閣官房郵政民営化準備室の羽村参事官及び上記齋藤参事官に伝えられた。両参事官から他のタスクフォースのメンバーにも話が伝えられた。
- ・12月24日、タスクフォースのメンバーと谷韻氏とで打合せを行った。
- ・12月28日、それまでの打合せ等を踏まえ、内閣府政府広報室の林室長がスリード社と契約を結ぶことを決定した。同日、タスクフォースのメンバーと谷韻氏とで打合せをした。

2. 契約について

- ・12月28日、上記打合せの後で、政府広報室の山本参事官が谷韻氏に対し林室長の決定を伝え、内閣府とスリード社との間で実質的な契約合意に至った。
- ・郵政民営化関連法案の国会審議に先立つ本年2月上旬までに広報を実施するためには、1月6日までに用紙の手配などを実施する必要があった。
- ・1月12日に、スリード社から、決裁文書に必要な見積書が提出された。その後、見積書の内容について詰めたのち、実質的な契約合意に至った昨年12月28日付の決裁文書を作成した。

3. 実施について

- ・配布実施日は、当初2月6日を予定していたが、郵政民営化を巡る世論の動向等に鑑み配布を延期することし、2月20日、大都市圏を除く、全国の約1,500万世帯に配布した。

第25条 削除

第26条 歳出の支出の職務は、現金出納の職務と相兼ねることができない。ただし、特別の必要がある場合には、政令で特例を設けることができる。

第27条 過年度に属する経費は、現年度の歳出の金額からこれを支出しなければならない。但し、財政法第35条第3項但書の規定により財務大臣の指定する経費の外、その経費所属年度の毎項金額中不用となつた金額を超過してはならない。

《改正》平11法160

第4節 支払

最初・第3章

第28条 日本銀行は、支出官の振り出した小切手の提示を受けた場合において、その小切手が振出日附から10日以上を経過しているものであつても1年を経過しないものであるときは、その支払をしなければならない。

2 日本銀行は、第21条の規定により、資金の交付を受けた場合においては、支出官がその資金の交付のために振り出した小切手の振出日附から1年を経過した後は、債権者又は出納官吏に対し支払をすることができない。

第4章 契約

最初

第29条 各省各庁の長は、第10条の規定によるほか、その所掌に係る売買、貸借、請負その他の契約に関する事務を管理する。

第29条の2 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員に前条の契約に関する事務を委任することができる。

2 各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に前項の事務を委任することができる。

3 各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の外省各庁所属の職員に、契約担当官各省各庁の長又は第1項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)の事務の一部を分掌させるこ

とができる。

4 第4条の2第4項の規定は、前3項の場合に、これを準用する。

第29条の3 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第3項及び第4項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。

3 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第1項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが有利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

5 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第1項及び第3項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

第29条の4 契約担当官等は、前条第1項、第3項又は第5項の規定により競争に付そうとする場合においては、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積る契約金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合においては、政令の定めるところにより、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、政令の定めるところにより、国債又は確実と認められる有価証券その他の担保の提供をもつて代えることができる。

第29条の5 第29条の3第1項、第3項又は第5項の規定による競争(以下「競争」という。)は、特に必要がある場合においてせり売りに付するときを除き、入札の方法をもつてこれを行なわなければならない。

第四節 隨意契約

(隨意契約によることができる場合)
第九九条 会計法第二十九條の第三項の規定により隨意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき
二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき
三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき
四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき
五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき
六 予定賃借料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき
七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき
八 運送又は保管をさせるとき
九 日本輸出入銀行、日本開発銀行、公庫の予算及び決算に關する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一條に規定する公庫その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち大蔵大臣の指定するものとの間で契約をするとき
十 農場、工場、学校、試験所、刑務所その他これらに準ずるもの生産に係る物品を売り払うとき
十一 国の需要する物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるための必要な物品を売り払うとき
十二 法律の規定により財産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその財産を売り払い又は有償で貸し付けるとき
十三 非常災害による罹災者に国の生産に係る建築材料を売り払うとき
十四 罹災者又はその救護を行なう者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき
十五 外国で契約をするとき
十六 都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合、農業協同組合連合会又は慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき
十七 開拓地域内における土木工事をその入植者の共同請負に付するとき
十八 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき
十九 學術又は技藝の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき
二十 産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買い入れるとき
二十一 公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を

件を直接に公共団体又は事業者に売り払い、貸し付け又は信託するとき
二十二 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき
二十三 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき
二十四 法律又は政令の規定により問屋業者に販売を委託し又は販売させるとき
二十五 国が国以外の者に委託した試験研究の成果に係る特許権及び実用新案権の一部を当該試験研究を受託した者に売り払うとき

第九九条の二 契約担当官等は、競争に付しても入札者がなくとも、又は再度の入札をしても落札者がなくともは、隨意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
第九九条の三 契約担当官等は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で隨意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

第九九条の四 前二條の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約をすることができる。
(予定価格の決定)
第九九条の五 契約担当官等は、隨意契約によらうとするときは、あらかじめ第八十條の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴取)
第九九条の六 契約担当官等は、隨意契約によらうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

第五節 契約の締結

(契約書の記載事項)
第一〇〇条 会計法第二十九條の八第一項本文の規定により契約担当官等が作成すべき契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当しない事項については、この限りでない。
一 契約履行の場所
二 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
三 監督及び検査
四 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
五 危険負担
六 かし担保責任

第七 契約に関する紛争の解決方法
八 その他必要な事項
前項に定めるもののほか、契約書の記載その他その作成に關する細目は、大蔵大臣の定めるところによる。
(契約書の作成を省略する場合)
第一〇〇条の二 会計法第二十九條の八第一項ただし書の規定により契約書の作成を省略することができる場合は、次に掲げる場合とする。
一 第七十二條第一項の資格を有する者による一般競争契約又は指名競争契約若しくは隨意契約で、契約金額が百五十万円(外国で契約するときは、二百万円)を超えないものをするとき。
二 せり売りに付するとき。
三 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
四 第一号に規定するもの以外の隨意契約について各省各庁の長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。
五 各省各庁の長は、前項第四号の規定による認定をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。
六 大蔵大臣は、前項の協議が整つたときは、会計検査院に通知しなければならない。
(契約保証金の納付の免除)
第一〇〇条の三 契約担当官等は、会計法第二十九條の九第一項ただし書の規定により、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。
一 契約の相手方が保険会社との間に団を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
二 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだとき。
三 第七十二條第一項の資格を有する者による一般競争に付し、若しくは指名競争若しくはせり売りに付し、又は隨意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。
(契約保証金に代わる担保)
第一〇〇条の四 第七十八條の規定は、契約担当官等が契約保証金の納付に代えて担保を提供させる場合に準用する。

第六節 契約の履行

(売払代金の完納時期)
第一〇一条 国の所有に属する財産の売払代金は、法律又は政令に特別の規定がある場合を除くほか、前納させなければならない。ただし、貸付期間が六月以上にならざるものについては、分割して定期に前納させることができる。(監督の方法)
第一〇一条の三 会計法第二十九條の十一第一項に規定する工事又は製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督(以下本節において「監督」という)は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によつて行なうものとする。
(検査の方法)
第一〇一条の四 会計法第二十九條の十一第二項に規定する工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認(給付の完了前に代價の一部を支払ふ必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む)は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、「検査」というは、契約担当官等他の関係書類に基づいて行なうものとする。
(検査の一部省略)
第一〇一条の五 会計法第二十九條の十一第三項に規定する特約により給付の内容が担保されると認められる契約のうち大蔵大臣の定める物件の買入れに係るものについては、数量以外のものの検査を省略することができる。
(監督及び検査を契約担当官等及びその補助者以外の職員に行なわせる場合の手続等)
第一〇一条の六 第六十八條第一項の規定は、各省各庁の長が会計法第二十九條の十一第四項の規定により当該契約に係る契約担当官等及びその補助者以外の当該各省各庁所属の職員に監督又は検査を行なわせる場合に、第二十六條第三項の規定は、各省各庁の長が同法第二十九條の十一第四項の規定により他の各省各庁所属の職員に監督又は検査を行なわせる場合に、それぞれ準用する。
② 前項に規定する場合において、各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、当該各省各庁又は他の各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に監督又は検査を行なわせることができる。この場合においては、同項において準用する第二十六條第三項の規定による同意は、その指定しようとする官職及び行なわせようとする事務の範囲についてあれば足りる。
③ 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、監督又は検査を当該契約に係る契約担当官等及びその補助者以外の当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に行なわせることとしたときは、当該契約担当官等にその旨並びに当該監督又は検査を行なわせることとした職員の官職及び氏名を、当該監督又は検査を行なわせることとした職員に關する契約担当官等の官職及び氏名を、それぞれ通知しなければならない。
(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)
第一〇一条の七 契約担当官等から検査を命ぜられた補助者及び各省各庁の長又はその委任を受けた職員から検査を命ぜられた職員は、特別の必要がある場合を除き、契約担当官等から監督を命ぜられた補助者及び各省各庁の長又はその委任を受けた職員から監督を命ぜられた職員の職務と兼ねることができ



受託者別簡易郵便局数

(平成16年度末)

	合計	受託者別内訳						
		団体				団体以外の 法人		個人
		地方公共団体	農業協同組合	漁業協同組合	消費生活協同組合			
局数	4,447局	388局	624局	51局	5局	10局	3,369局	

※ 一時閉鎖局を含む。

※ 郵便局